



茨城県報

第 510 号

令和 6 年 (2024 年) 5 月 16 日

木 曜 日

目 次

告 示

ページ

- 使用料、手数料並びに貸付金の元利償還金及びこれに係る遅延損害金並びに損害賠償金の収納事務の委託 (行政経営課) 2
- 知事指定薬物の指定の失効 (薬務課) 2
- 指定居宅サービス事業者の指定 (長寿福祉課) 3
- 指定介護予防サービス事業者の指定 (長寿福祉課) 4
- 指定居宅サービス事業者の廃止 (長寿福祉課) 5
- 介護医療院の開設許可 (長寿福祉課) 5
- 指定介護予防サービス事業者の廃止 (長寿福祉課) 5
- 大規模小売店舗の変更の届出 (中小企業課) 6
- 保安林の指定 (3 件) (林業課) 7
- 公金の収納及び支出の事務の委託 (漁政課) 9

(教 育 委 員 会)

- 茨城県指定史跡の指定の解除 9

公 告

- 令和 6 年度登録販売者試験の実施 (薬務課) 9
- 基本測量の終了 (2 件) (用地課) 11
- 公共測量の終了 (用地課) 12

(企 業 局)

- 落札者等の公示 (3 件) 12
- 入札公告 (2 件) 14

(病 院 局)

- 落札者等の公示 23
- 入札公告 24

(警 察 本 部)

- 入札公告 27

指 示

(茨城海区漁業調整委員会)

- 漁業法に基づく指示 32

告 示

茨城県告示第537号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、次のとおり使用料、手数料並びに貸付金の元利償還金及びこれに係る遅延損害金並びに損害賠償金の収納の事務を私人に委託したので、同条第2項の規定に基づき告示する。

令和6年5月16日

茨城県知事 大井川 和彦

1 受託者

所在地 東京都千代田区紀尾井町3番12号紀尾井町ビル

名称 弁護士法人一番町総合法律事務所 代表社員弁護士 神崎 浩昭

2 歳入の種別

茨城県立医療大学付属病院の設置及び管理に関する条例（平成8年茨城県条例第57号）の規定に基づく使用料及び手数料、茨城県県営住宅条例（平成9年茨城県条例第54号）の規定に基づく家賃及び駐車場の使用料（いずれも退去者に係るものに限る。）並びに茨城県保健師、助産師、看護師及び准看護師修学資金貸与条例（昭和37年茨城県条例第47号）、茨城県奨学資金貸与条例（昭和38年茨城県条例第18号）、茨城県高等学校校定時制課程及び通信制課程修学奨励資金貸与条例（昭和52年茨城県条例第24号）、茨城県社会福祉士及び介護福祉士修学資金貸与条例（平成5年茨城県条例第26号）、茨城県高等学校等奨学資金貸与条例（平成14年茨城県条例第33号）、茨城県育英奨学資金貸与条例（平成16年茨城県条例第46号）、茨城県医師修学資金貸与条例（平成18年茨城県条例第47号）、茨城県母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則（昭和45年茨城県規則第34号）、茨城県林業・木材産業改善資金貸付規則（平成16年茨城県規則第1号）、茨城県農業改良資金貸付規程（平成14年茨城県告示第1339号）及び中小企業事業継続応援貸付金要項の規定に基づく貸付金の元利償還金及びこれに係る遅延損害金、茨城県県営住宅条例（平成9年茨城県条例第54号）の規定に基づく損害賠償金のうち収入未済となり、かつ県で委託することが適当であると判断したもの。

3 指定公金事務取扱者に指定した日及び公金事務を委託した日

令和6年4月1日

4 委託期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

5 委託事務の内容

使用料、手数料並びに貸付金の元利償還金及びこれに係る遅延損害金並びに損害賠償金の収納の事務

6 収納の方法

- 受託者は、受託に係る未収金を収納したときは、債務者等に対し、領収証書を交付するものとする。ただし、預金又は貯金の口座に対する払込みの方法により収納した場合にあっては、当該債務者等の請求があった場合に限り適用するものとする。
- 収納した未収金を翌月20日までに茨城県の指定金融機関又は収納代理金融機関に払い込むものとする。

茨城県告示第538号

茨城県薬物の濫用の防止に関する条例（平成27年茨城県条例第53号。以下「条例」という。）第11条第1項の規定

により、知事指定薬物の指定が次のとおり効力を失ったので、同条第 2 項の規定により告示する。

令和 6 年 5 月 16 日

茨城県知事 大井川 和彦

1 知事指定薬物の名称

(8R) -N, N-ジエチル-6-メチル-1- [(チオフェン-2-イル) カルボニル] -9, 10-ジデヒドロエルゴリン-8-カルボキシアミド及びその塩類

2 失効の理由

条例第 2 条第 6 号に規定する薬物に指定されたため

3 指定の失効年月日

令和 6 年 5 月 11 日

茨城県告示第 539 号

介護保険法 (平成 9 年法律第 123 号) 第 41 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり指定したので、同法第 78 条の規定により告示する。

令和 6 年 5 月 16 日

茨城県知事 大井川 和彦

介護保険事業所番号	申請者の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
0852580026	医療法人 芳栄会	大曾根 卓	常陸大宮市栄町 1345	介護老人保健施設プラタナスの丘	常陸大宮市宇留野 3109	令和 6 年 4 月 1 日	訪問リハビリテーション
0860290121	リーライズ株式会社	茅根 由美子	日立市神田町 1368-1	ケアーズ訪問看護リハビリステーション日立南東海	日立市神田町 1368-1	令和 6 年 4 月 1 日	訪問看護
0862490117	株式会社 Link	沼崎 藍	守谷市ひがし野 2-7-5 ファミージュ II-103	リンク訪問看護ステーション	守谷市ひがし野 2-7-5 ファミージュ II-103	令和 6 年 4 月 1 日	訪問看護
0870401866	株式会社 ココエール	三武 直之	古河市中田新田 12-27	ココエール	古河市下辺見 3025	令和 6 年 4 月 1 日	訪問介護
0870401874	社会福祉法人 愛和会	森 誠	古河市駒羽根 320-1	デイサービスセンターらいでん	古河市雷電町 1-18	令和 6 年 4 月 1 日	通所介護
0870501194	社会福祉法人 桐孝会	村上 義孝	石岡市東光台 2-8-3	ショートステイ「あいりレー石岡鹿の子」	石岡市鹿の子 2-8-37	令和 6 年 4 月 1 日	短期入所生活介護
0872401146	ヴォルフアートゾーン 合同会社	渡辺 英	つくば市みどりの東 27-23	訪問介護事業所 健幸	守谷市立沢 197-104 エンゼルハイツ 101	令和 6 年 4 月 1 日	訪問介護
0872701255	合同会社 OHANA	亀田 恵美子	筑西市樋口 1300-91	ホームケア OHANA	筑西市樋口 1300-91	令和 6 年 4 月 1 日	訪問介護
0872800552	株式会社 ステップ UP	荒井 慶介	坂東市長谷 689-3	訪問介護にじいろ	坂東市長谷 689-3	令和 6 年 4 月 1 日	訪問介護
0872800586	医療法人 清風会	小池 健	坂東市沓掛 411	訪問介護支援センター愛心会	坂東市沓掛 411-1	令和 6 年 4 月 1 日	訪問介護

介護保険 事業所番号	申請者の名称	代表者の氏名	主たる事務所 の所在地	事業所の名称	事業所の 所在地	指 定 年月日	サービ スの種 類
0873100515	社会福祉法人 親愛会	武藤 邦彦	水戸市千波町 2770-20	ケアステーシ ョン桂	東茨城郡城里 町高根台1- 53	令和6年 4月1日	短期入所 生活介護
0874301278	株式会社 The forest	森 侑亮	猿島郡境町陽 光台1-16- 3	訪問介護事業 所クローバー	猿島郡境町西 泉田1203-8 サンハイム 西泉田101号 室	令和6年 4月1日	訪問介護
08B0400018	医療法人 浩 悦会	濱田 浩	古河市坂間 185-11	介護医療院は まだクリニック	古河市坂間 185-11	令和6年 4月1日	短期入所 療養介護
08B2100020	医療法人社団 尚仁会	及川 舜	ひたちなか市 堀口616-1	尚仁会クリ ニック介護医療 院	ひたちなか市 堀口616-1	令和6年 4月1日	短期入所 療養介護
08B2500013	医療法人 高 村外科医院	高村 光一	常陸大宮市山 方1117-1	高村外科医院 介護医療院	常陸大宮市山 方1117-1	令和6年 4月1日	短期入所 療養介護

茨城県告示第540号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項の規定に基づき、次のとおり指定したので、同法第115条の10の規定により告示する。

令和6年5月16日

茨城県知事 大井川 和 彦

介護保険 事業所番号	申請者の名称	代表者の氏名	主たる事務所 の所在地	事業所の名称	事業所の 所在地	指 定 年月日	サービ スの種 類
0852580026	医療法人 芳 栄会	大曾根 卓	常陸大宮市栄 町1345	介護老人保健 施設プラタナ スの丘	常陸大宮市宇 留野3109	令和6年 4月1日	介護予防 訪問リハ ビリテー ション
0860290121	リーライズ 株式会社	茅根 由美子	日立市神田町 1368-1	ケアーズ訪問 看護リハビリ ステーション 日立南東海	日立市神田町 1368-1	令和6年 4月1日	介護予防 訪問看護
0862490117	株式会社 Link	沼崎 藍	守谷市ひがし 野2-7-5 ファミリーユ ニ-103	リンク訪問看 護ステーション	守谷市ひがし 野2-7-5 ファミリーユ ニ-103	令和6年 4月1日	介護予防 訪問看護
0870501194	社会福祉法人 桐孝会	村上 義孝	石岡市東光台 2-8-3	ショートステ イ「あいリレ ー石岡鹿の子 」	石岡市鹿の子 2-8-37	令和6年 4月1日	介護予防 短期入所 生活介護
0873100515	社会福祉法人 親愛会	武藤 邦彦	水戸市千波町 2770-20	ケアステーシ ョン桂	東茨城郡城里 町高根台1- 53	令和6年 4月1日	介護予防 短期入所 生活介護
08B0400018	医療法人 浩 悦会	濱田 浩	古河市坂間 185-11	介護医療院は まだクリニック	古河市坂間 185-11	令和6年 4月1日	介護予防 短期入所 療養介護
08B2100020	医療法人社団 尚仁会	及川 舜	ひたちなか市 堀口616-1	尚仁会クリ ニック介護医療 院	ひたちなか市 堀口616-1	令和6年 4月1日	介護予防 短期入所 療養介護

介護保険 事業所番号	申請者の名称	代表者の氏名	主たる事務所 の所在地	事業所の名称	事業所の 所在地	指 定 年月日	サービ スの種 類
08B2500013	医療法人 高 村外科医院	高村 光一	常陸大宮市山 方1117-1	高村外科医院 介護医療院	常陸大宮市山 方1117-1	令和 6 年 4 月 1 日	介護予防 短期入所 療養介護

茨城県告示第541号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 75 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり廃止の届出があったので、同法第 78 条の規定により告示する。

令和 6 年 5 月 16 日

茨城県知事 大井川 和彦

事業所番号	事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	廃 止 年月日
0870501194	株式会社 つくばエデ ュース	ショートステイ「あ いりレー石岡鹿の子 」	石岡市鹿の子 2- 8-37	短期入所生活介護	令和 6 年 3 月 31 日
0873400261	社会福祉法人 清和会	大子北デイサービス センター	久慈郡大子町下野 宮1683-1	通所介護	令和 6 年 4 月 30 日
0873800825	株式会社 モデンナ・ ケアサービス	デイサービス ドル チェ	稲敷郡美浦村木原 89-1	通所介護	令和 6 年 4 月 30 日
0873800973	株式会社 モデンナ・ ケアサービス	ショートステイ ド ルチェ	稲敷郡美浦村木原 89-1	短期入所生活介護	令和 6 年 4 月 30 日

茨城県告示第542号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 107 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり許可したので、同法第 114 条の 7 の規定により告示する。

令和 6 年 5 月 16 日

茨城県知事 大井川 和彦

介護保険 事業所番号	申請者の名称	代表者の氏名	主たる事務所 の所在地	事業所の名称	事業所の 所在地	許 可 年月日	サービ スの種 類
08B0400018	医療法人 浩 悦会	濱田 浩	古河市坂間 185-11	介護医療院は まだクリニック	古河市坂間 185-11	令和 6 年 4 月 1 日	介護医療 院
08B1200011	医療法人 一 路会	石川 主税	常陸太田市巾 中町173	介護医療院太 田病院	常陸太田市巾 中町173	令和 6 年 4 月 1 日	介護医療 院
08B2100020	医療法人社団 尚仁会	及川 舜	ひたちなか市 堀口616-1	尚仁会クリ ニック介護医療 院	ひたちなか市 堀口616-1	令和 6 年 4 月 1 日	介護医療 院
08B2500013	医療法人 高 村外科医院	高村 光一	常陸大宮市山 方1117-1	高村外科医院 介護医療院	常陸大宮市山 方1117-1	令和 6 年 4 月 1 日	介護医療 院

茨城県告示第543号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 115 条の 5 第 2 項の規定に基づき、次のとおり廃止の届出があったので、同法第 115 条の 10 の規定により告示する。

令和 6 年 5 月 16 日

茨城県知事 大井川 和彦

事業所番号	事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	廃止年月日
0870501194	株式会社 つくばエデュース	ショートステイ「あいりレー石岡鹿の子」	石岡市鹿の子 2-8-37	介護予防短期入所生活介護	令和 6 年 3 月 31 日
0873800973	株式会社 モデナ・ケアサービス	ショートステイ ドルチェ	稲敷郡美浦村木原 89-1	介護予防短期入所生活介護	令和 6 年 4 月 30 日

茨城県告示第 544 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 2 項の規定による大規模小売店舗の変更の届出について、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定に基づき次のとおり公告し、その関係書類は、本日から 4 月間縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見を述べようとする者は意見を本日から 4 月以内に茨城県知事に提出することができる。

令和 6 年 5 月 16 日

茨城県知事 大井川 和彦

1 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 名称及び代表者氏名

三井住友信託銀行株式会社

代表取締役 大山 一也

(2) 住所

東京都千代田区丸の内一丁目 4 番 1 号

2 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオンモール土浦

土浦市上高津 367 番 外

(2) 変更しようとする事項

ア 駐車場の位置及び収容台数

(変更前) 3,259 台

(変更後) 3,156 台

イ 駐輪場の位置

ウ 荷さばき施設の位置

エ 廃棄物等の保管施設の位置

オ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) ① 24 時間

② 午前 8 時～翌午前 0 時

③ 午前 8 時～午後 10 時

(変更後) ① 24 時間

② 午前 8 時～翌午前 0 時

カ 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(変更前) 8 箇所

(変更後) 7 箇所

キ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

(変更前) ①午前 3 時～翌午前 0 時

②午前 6 時～午後 9 時

③午前 6 時～午後 9 時

(変更後) ①午前 3 時～翌午前 0 時

②午前 6 時～午後 9 時

③午前 6 時～午後 9 時

④午後 9 時～翌午前 6 時

(3) 変更の年月日

令和 7 年 1 月 2 日

(4) 変更の理由

店舗運営上の計画変更のため

3 届出年月日

令和 6 年 5 月 1 日

4 縦覧の場所

茨城県産業戦略部中小企業課

茨城県告示第545号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定をするので、同法第33条第6項で準用する同条第1項の規定により告示する。

令和 6 年 5 月 16 日

茨城県知事 大井川 和彦

1 指定する森林の所在場所

茨城県久慈郡大子町大字袋田字滝本 2、3 番 22

2 指定の目的

落石の危険の防止

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を茨城県庁及び大子町役場に備え置いて縦覧に供する。)

茨城県告示第546号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定をするので、同法第33条第6項で準用する同条第1項の規定により告示する。

令和6年5月16日

茨城県知事 大井川 和彦

1 指定する森林の所在場所

茨城県久慈郡大子町大字北吉沢字古屋敷1331番い

2 指定の目的

落石の危険の防止

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を茨城県庁及び大子町役場に備え置いて縦覧に供する。）

茨城県告示第547号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定をするので、同法第33条第6項で準用する同条第1項の規定により告示する。

令和6年5月16日

茨城県知事 大井川 和彦

1 指定する森林の所在場所

茨城県久慈郡大子町大字西金字楯柄畑2211、2212番1、字湯ノ上853番1（次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的

落石の危険の防止

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を茨城県庁及び大子町役場に備え置いて縦覧に供する。）

茨城県告示第548号

沿岸漁業改善資金貸付事業に係る公金の収納及び支出の事務について、改正前の地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項及び第165条の3第1項の規定に基づき、なお従前の例により、次に掲げるものに委託した。

令和6年5月16日

茨城県知事 大井川 和彦

1 受託者の住所及び氏名

茨城県水戸市三の丸1丁目1番33号

東日本信用漁業協同組合連合会茨城支店

2 委託期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

3 委託事務の内容

沿岸漁業改善資金貸付金に係る償還金の収納及び沿岸漁業改善資金貸付金の支出の事務

4 収納の方法

口座振込

(教育委員会)

茨城県教育委員会告示第9号

令和6年2月21日付けで文化財保護法（昭和25年法律第214号）第109条第1項の規定により史跡に指定されたので、茨城県文化財保護条例（昭和51年茨城県条例第50号）第41条第2項の規定に基づき、次の表に掲げる茨城県指定史跡の指定は解除された。

令和6年5月16日

茨城県教育委員会教育長 柳 橋 常 喜

名称	所在地
十五郎穴	ひたちなか市大字中根字館出3490番1

公 告

●令和6年度登録販売者試験の実施

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第36条の8第1項に規定する試験（登録販売者試験）を次のとおり実施する。

令和6年5月16日

茨城県知事 大井川 和彦

1 試験の日時及び場所

期 日	時 間	場 所
令和6年8月29日（木）	集 合 11時50分 試 験 (前半) 12時30分から14時30分まで (後半) 15時15分から17時15分まで	筑波大学筑波キャンパス つくば市天王台1-1-1

2 試験の時間、項目及び問題数

時 間	試 験 項 目	問 題 数
前 半 (60問/120分) 12時30分から14時30分まで	薬事関係法規・制度	20問
	医薬品に共通する特性と基本的な知識	20問
	人体の働きと医薬品	20問
後 半 (60問/120分) 15時15分から17時15分まで	主な医薬品とその作用	40問
	医薬品の適正使用・安全対策	20問

3 出題範囲

厚生労働省が定める「試験問題の作成に関する手引き（令和6年4月）」からの出題とする。

4 受験申請手続

電子申請又は書面申請のどちらかにて申し込むこと。

(1) 電子申請

茨城県保健医療部医療局薬務課のホームページ (<https://www.pref.ibaraki.jp/soshiki/hokenfukushi/yakumu/index.html>) を確認の上、申し込むこと。

(2) 書面申請

ア 提出書類

- ・登録販売者試験願書
- ・写真（出願前6ヶ月以内に撮影した無背景の正面向き、上半身（おおむね胸から上）無帽で縦4.5cm横3.5cmの写真で、裏面に氏名及び生年月日を記入の上、試験願書の所定の場所に貼り付けること。）
- ・受験手数料
15,000円の茨城県収入証紙を試験願書に貼り付けて納付すること（消印はしないこと。）
なお、一度納付した手数料は返還しない（災害等により日時等に変更が生じた場合を含む。）。

イ 願書提出について

願書の提出は、次の事項に留意の上、郵送によること。

受付期間	郵送先	注意点
令和6年 6月5日（水）から 6月18日（火）まで	〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978-6 茨城県保健医療部医療局薬務課 登録販売者試験担当宛	<ul style="list-style-type: none"> ・6月18日（火）までの消印のあるものに限る。 ・簡易書留とすること。

ウ 願書提出の際の留意事項

- ・受験票（願書に付属の郵便はがき）に住所及び氏名を記入し、63円切手を貼り付けること。
- ・受験票が令和6年8月16日（金）までに到着しない場合には、茨城県保健医療部医療局薬務課まで問い合わせること。

5 試験案内、試験願書等の配布

試験案内、試験願書等は、令和6年6月5日（水）から茨城県保健医療部医療局薬務課及び県内の各保健所で配布する。

なお、試験案内及び試験願書等を郵送により請求する場合には、返信用封筒（※1）を必ず同封の上、封筒の表に、赤字で「登録販売者試験願書〇部請求」、封筒の裏に、住所、氏名及び連絡先電話番号を記載し、茨城県保健医療部医療局薬務課へ請求すること。

※1 返信用封筒は、角形2号とし、必要額（※2）の返信用切手を貼り付けて、送付先の宛名を明記するこ

と。

※ 2 1 部の場合は120円分、2 部以上は切手の額が変わるので、必要額分を貼付すること。

6 試験問題及び解答の公表

試験問題及び解答については、試験終了後、10日以内に茨城県保健医療部医療局薬務課ホームページ (<https://www.pref.ibaraki.jp/soshiki/hokenfukushi/yakumu/index.html>) 上で公表する。

7 合格発表

令和 6 年 10 月 4 日 (金) 午前 9 時、次の各号に掲げる方法により発表する。

なお、電話による問い合わせには、一切応じない。発表期間は、1 ヶ月間とするので、注意すること。

- (1) 茨城県庁15階薬務課及び各保健所に、合格者の受験番号を掲示する。
- (2) 茨城県保健医療部医療局薬務課ホームページ (<https://www.pref.ibaraki.jp/soshiki/hokenfukushi/yakumu/index.html>) に合格者の受験番号を掲載する。
- (3) 合格者全員に合格通知書を送付する (不合格者に対しては通知しない。)

8 試験結果の情報提供

この試験の結果については、情報提供を求めることができる。情報提供を希望する場合は、受験者本人が茨城県保健医療部医療局薬務課に受験票を持参すること。

なお、電話、はがき等による情報提供はできない。

提供する内容	提供の日時	提供の方法
科目別得点及び総合得点	合格発表の日から 1 ヶ月内の執務時間中	閲覧

9 その他

(1) 受験手続きに関する問合せ先

茨城県保健医療部医療局薬務課 029-301-3393 (ダイヤルイン)

中央保健所 029-243-9437 土浦保健所 029-821-5364

ひたちなか保健所 029-265-5645 つくば保健所 029-851-9295

日立保健所 0294-22-4190 筑西保健所 0296-24-3913

潮来保健所 0299-66-2116 古河保健所 0280-32-3023

竜ヶ崎保健所 0297-62-2163 水戸市保健所 029-243-7329

(2) 郵送による願書請求及び提出先

〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978番 6 茨城県保健医療部医療局薬務課 登録販売者試験担当

- (3) 災害等の影響により、変更を生じることがある。その際は、茨城県保健医療部医療局薬務課ホームページ (<https://www.pref.ibaraki.jp/soshiki/hokenfukushi/yakumu/index.html>) に変更の旨を掲載する。

●基本測量の終了

茨城県報で公示した測量法 (昭和24年法律第188号) 第 4 条の規定に基づく「基本測量の実施」について、同法第 14 条第 2 項の規定に基づき次のとおり終了した旨通知があったので、同法第 14 条第 3 項の規定により公示する。

令和 6 年 5 月 16 日

茨城県知事 大井川 和彦

- 1 県報公示日 令和 5 年 3 月 27 日
- 2 測量計画機関 国土交通省 国土地理院
- 3 作業種類 基本測量 (国土広域情報 修正)

- 4 作業終了日 令和 6 年 3 月 31 日
5 作業地域 茨城県内 全域

- 1 県報公示日 令和 6 年 2 月 15 日
2 測量計画機関 国土交通省 国土地理院
3 作業種類 基本測量 (重力測量)
4 作業終了日 令和 6 年 3 月 31 日
5 作業地域 石岡市

●公共測量の終了

茨城県報で公示した測量法 (昭和 24 年法律第 188 号) 第 5 条の規定に基づく「公共測量の実施」について、同法第 39 条の規定において準用する同法第 14 条第 2 項の規定に基づき次のとおり終了した旨通知があったので、同条第 3 項の規定に基づき公示する。

令和 6 年 5 月 16 日

茨城県知事 大井川 和彦

- 1 県報公示日 令和 6 年 1 月 9 日
2 測量計画機関 茨城県市町村共同システム整備運営協議会
3 作業種類 公共測量 (数値撮影)
4 作業終了日 令和 6 年 3 月 22 日
5 作業地域 水戸市、笠間市、石岡市、かすみがうら市、土浦市、城里町、大洗町、茨城町、阿見町

(企 業 局)

●落札者等の公示

次のとおり落札者等について公示します。

令和 6 年 5 月 16 日

茨城県企業局県南水道事務所長 柏崎 元治

[掲載順序]

①落札又は随意契約に係る物品等又は特定役務の名称及び数量 ②契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 ③落札者又は随意契約の相手方を決定した日 ④落札者又は随意契約の相手方の氏名及び住所 ⑤落札金額又は随意契約に係る契約金額 ⑥契約の相手方を決定した手続 ⑦一般競争入札又は指名競争入札によることとした場合には、茨城県企業局物品等又は特定役務調達手続の特例を定める規程 (平成 8 年茨城県企業管理規程第 10 号) 第 2 条において準用する茨城県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則 (平成 7 年茨城県規則第 98 号) 第 4 条第 1 項の公告又は第 5 条第 1 項の公示を行った日

①県南上水委託原第 06-30-304-0-004 号 浄水発生土処理業務委託 5,956 トン (予定数量) ②茨城県企業局県南水道事務所 茨城県土浦市大岩田 2972 番地 ③令和 6 年 3 月 14 日 ④太平洋セメント株式会社 執行役員環境事業部長 別府 通智 東京都文京区小石川一丁目 1 番 1 号 ⑤11,000 円 (1 トン当たり) に 100 分の 110 を乗じて得た額 ⑥一般競争入札 ⑦令和 6 年 1 月 11 日

①県南上水委託原第06-30-304-0-005号 浄水発生土収集運搬業務委託 5,956トン (予定数量) ②茨城県企業局県南水道事務所 茨城県土浦市大岩田2972番地 ③令和6年3月14日 ④株式会社ミクニテック 代表取締役 橋口 亮 茨城県古河市高野905番地1 ⑤5,600円 (1トン当たり) に100分の110を乗じて得た額 ⑥一般競争入札 ⑦令和6年1月11日

①利根上水委託原第06-30-314-0-006号 浄水発生土処理業務委託 2,486トン (予定数量) ②茨城県企業局県南水道事務所 茨城県土浦市大岩田2972番地 ③令和6年3月14日 ④大泉砕石株式会社 代表取締役 長谷川 雅弥 茨城県桜川市大泉877番地 ⑤9,700円 (1トン当たり) に100分の110を乗じて得た額 ⑥一般競争入札 ⑦令和6年1月11日

①利根上水委託原第06-30-314-0-007号 浄水発生土収集運搬業務委託 2,486トン (予定数量) ②茨城県企業局県南水道事務所 茨城県土浦市大岩田2972番地 ③令和6年3月14日 ④株式会社ミクニテック 代表取締役 橋口 亮 茨城県古河市高野905番地1 ⑤5,100円 (1トン当たり) に100分の110を乗じて得た額 ⑥一般競争入札 ⑦令和6年1月11日

①阿見上水委託原第06-30-324-0-003号 阿見工水委託原第06-30-344-0-003号 浄水発生土処理業務委託 1,632トン (予定数量) ②茨城県企業局県南水道事務所 茨城県土浦市大岩田2972番地 ③令和6年3月14日 ④太平洋セメント株式会社 執行役員環境事業部長 別府 通智 東京都文京区小石川一丁目1番1号 ⑤11,000円 (1トン当たり) に100分の110を乗じて得た額 ⑥一般競争入札 ⑦令和6年1月11日

①阿見上水委託原第06-30-324-0-004号 阿見工水委託原第06-30-344-0-004号 浄水発生土収集運搬業務委託 1,632トン (予定数量) ②茨城県企業局県南水道事務所 茨城県土浦市大岩田2972番地 ③令和6年3月14日 ④株式会社ミクニテック 代表取締役 橋口 亮 茨城県古河市高野905番地1 ⑤5,600円 (1トン当たり) に100分の110を乗じて得た額 ⑥一般競争入札 ⑦令和6年1月11日

◎落札者等の公示

次のとおり落札者等について公示します。

令和6年5月16日

茨城県企業局鹿行水道事務所長 岩 崎 英 雄

[掲載順序]

①落札又は随意契約に係る物品等又は特定役務の名称及び数量 ②契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 ③落札者又は随意契約の相手方を決定した日 ④落札者又は随意契約の相手方の氏名及び住所 ⑤落札金額又は随意契約に係る契約金額 ⑥契約の相手方を決定した手続 ⑦一般競争入札又は指名競争入札によることとした場合には、茨城県企業局物品等又は特定役務調達手続の特例を定める規程 (平成8年茨城県企業管理規程第10号) 第2条において準用する茨城県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則 (平成7年茨城県規則第98号) 第4条第1項の公告又は第5条第1項の公示を行った日

①鹿行上水委託原第06-30-404-0-004号 鹿行工水委託原第06-30-424-0-004号 浄水発生土処理業務委託 10,835トン (予定数量) ②茨城県企業局鹿行水道事務所 茨城県鹿嶋市宮中3761-1 ③令和6年3月15日 ④太

平洋セメント株式会社 執行役員環境事業部長 別府 通智 東京都文京区小石川一丁目 1 番 1 号 ⑤11,000円 (1 トン当たり) に100分の110を乗じて得た額 ⑥一般競争入札 ⑦令和 6 年 1 月 11 日

①鹿行上水委託原第06-30-404-0-005号 鹿行工水委託原第06-30-424-0-005号 浄水発生土収集運搬業務委託 10,835トン (予定数量) ②茨城県企業局鹿行水道事務所 茨城県鹿嶋市宮中3761-1 ③令和 6 年 3 月 15 日
④株式会社ミクニテック 代表取締役 橋口 亮 茨城県古河市高野905番地の 1 ⑤7,000円 (1 トン当たり) に100分の110を乗じて得た額 ⑥一般競争入札 ⑦令和 6 年 1 月 11 日

●落札者等の公示

次のとおり落札者等について公示します。

令和 6 年 5 月 16 日

茨城県企業局鹿行水道事務所長 岩 崎 英 雄

[掲載順序]

①落札又は随意契約に係る物品等又は特定役務の名称及び数量 ②契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 ③落札者又は随意契約の相手方を決定した日 ④落札者又は随意契約の相手方の氏名及び住所 ⑤落札金額又は随意契約に係る契約金額 ⑥契約の相手方を決定した手続 ⑦一般競争入札又は指名競争入札によることとした場合には、茨城県企業局物品等又は特定役務調達手続の特例を定める規程 (平成 8 年茨城県企業管理規程第10号) 第 2 条において準用する茨城県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則 (平成 7 年茨城県規則第98号) 第 4 条第 1 項の公告又は第 5 条第 1 項の公示を行った日

①鰯上水委託原第06-30-414-0-003号 鰯工水委託原第06-30-434-0-003号 浄水発生土処理業務委託 2,004トン (予定数量) ②茨城県企業局鹿行水道事務所 茨城県鹿嶋市宮中3761-1 ③令和 6 年 3 月 15 日 ④太平洋セメント株式会社 執行役員環境事業部長 別府 通智 東京都文京区小石川一丁目 1 番 1 号 ⑤11,000円 (1 トン当たり) に100分の110を乗じて得た額 ⑥一般競争入札 ⑦令和 6 年 1 月 11 日

①鰯上水委託原第06-30-414-0-004号 鰯工水委託原第06-30-434-0-004号 浄水発生土収集運搬業務委託 2,004トン (予定数量) ②茨城県企業局鹿行水道事務所 茨城県鹿嶋市宮中3761-1 ③令和 6 年 3 月 15 日 ④株式会社ミクニテック 代表取締役 橋口 亮 茨城県古河市高野905番地の 1 ⑤6,600円 (1 トン当たり) に100分の110を乗じて得た額 ⑥一般競争入札 ⑦令和 6 年 1 月 11 日

●入札公告 (電子調達)

地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号。以下「政令」という。) 第167条の 6 の規定に基づき、一般競争入札について次のとおり公告する。

なお、この調達は、1994年 4 月 15 日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

令和 6 年 5 月 16 日

茨城県企業局水質管理センター長 中 嶋 淳

1 入札に付する事項

(1) 調達をする借入物件の名称及び数量

走査型電子顕微鏡 一式

(2) 借入物品の特質等

借入物品の性能等に関し、仕様書で指定する特質等を有すること。

(3) 契約期間

令和 7 年 2 月 1 日～令和 12 年 1 月 31 日まで。ただし、翌年度以降の歳入歳出予算において減額又は削除があった場合は、契約は解除できる。

(4) 納入場所

茨城県企業局水質管理センター
茨城県土浦市大岩田 2972

2 担当部局

〒300-0835 茨城県土浦市大岩田 2972
茨城県企業局水質管理センター 水質管理課 担当：岡崎
電話 : 029-826-8250
F A X : 029-826-8196
所属メールアドレス : kisuisse@pref.ibaraki.lg.jp

3 入札参加資格

- (1) 政令第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当していない者であること。
- (2) 政令第 167 条の 4 第 2 項の規定に基づく茨城県の入札参加の制限を受けていない者であること。
- (3) 茨城県物品調達等競争入札参加者資格審査要項 (平成 8 年茨城県告示第 254 号) に基づく競争入札参加資格があること。ただし、茨城県物品調達等登録業者指名停止基準に基づく、指名停止の措置を受けている者でないこと。
- (4) 会社更生法 (平成 14 年法律第 154 号) に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法 (平成 11 年法律第 225 号) に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (5) 茨城県暴力団排除条例 (平成 22 年茨城県条例第 36 号) 第 2 条第 1 号又は同条第 3 号に規定する者でないこと。
- (6) 本公告に示した調達物品の規格 (仕様) に要求する事項を確実に履行できることを証明した者であること (詳細は、入札説明書及び仕様書による。)
- (7) 購入物品に係る迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。

4 資料の提出、入札及び通知の方法

この調達は、資料の提出、入札及び通知等を電子調達システムにより行う対象案件である。

電子調達システム URL : <https://ebid2.cals-ibaraki.lg.jp/CALS/Accepter/index.jsp>

なお、電子調達システムによりがたい者は、2 の担当部局の承諾を得て紙入札方式に変えるものとする。

紙入札の承諾に関しては、2 の担当部局に紙入札方式参加承諾願を提出するものとする。

5 入札説明書等の交付期間及び場所

(1) 交付期間

入札公告の日から令和 6 年 6 月 5 日 (水) までの午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで。ただし、茨城県の休日を定める条例 (平成元年茨城県条例第 7 号) に定める県の休日を除く。

(2) 交付場所

茨城県土浦市大岩田 2972 水質管理センター 2 階事務室

なお、入札説明書の交付を電子メールで希望する者は、5 (1) の交付期間中に以下へその旨申請すること。

メールアドレス : kisuisse@pref.ibaraki.lg.jp

6 現地確認及び入札説明書等に関する質問

(1) この入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）は、以下の期間に必要なに応じて設置場所等の現地確認を行うこと。また、入札説明書、仕様書等に対する質問がある場合は、次のとおり電子調達システムにより質問すること。

ア 現地確認期間

公告の日から令和 6 年 5 月 24 日（金）午後 5 時まで

イ 質問受付期間

公告の日から令和 6 年 5 月 24 日（金）午後 5 時まで

なお、これ以降に到達したのものについては、回答しないので留意すること。

ウ 質問受付先

2 の担当部局に同じ。

エ 方法

質問は電子調達システムにより提出すること。ただし、紙入札により参加の場合は、ファクシミリによる質問も認める。

(2) 質問に対する回答日時及び方法は、次のとおりとする。

ア 日時

令和 6 年 5 月 31 日（金）午後 5 時まで

イ 方法

電子調達システムの質問・回答機能により回答する。ただし、紙入札により参加の場合は、ファクシミリにより回答する。

7 入札参加資格等の確認

入札参加者は、次のとおり電子調達システムを使用して電磁的記録をファイルに記録する方法、郵便又は持参により、一般競争入札参加資格確認申請書（以下「確認申請書」という。）に 3 (6) 及び (7) に係る証明書を添付して提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(1) 提出期限

令和 6 年 6 月 5 日（水）午後 5 時まで

なお、郵便又は持参の場合は、提出期限までに必着のこと。

(2) 提出方法

ア 電子調達システムを使用して電磁的記録をファイルに記録する方法で参加する場合、発注図書欄に掲示した入札参加登録シート（テキストファイル）又は作成した確認申請書等を画像ファイルに変換したデータファイル（TIFF ファイル等）のいずれかを電子調達システムにより提出すること。

なお、その他必要な添付資料は、郵送（書留郵便に限る。）、持参又は電子メールの添付ファイルにより提出すること。

イ 紙入札により参加する場合は、郵送（書留郵便に限る。）又は持参により提出すること。

(3) 提出先

2 の担当部局に同じ。

(4) 受付通知及び結果通知

ア 電子調達システムにより確認申請書を受理した場合は、証明書等受付通知書を発行する。

イ 入札参加資格の合格・不合格について審査し、令和 6 年 6 月 21 日（金）午後 5 時までに、証明書等審査結果通知書を発行する。

なお、参加資格が「不合格」の場合は、その理由を付する。

8 入札書の提出方法及び開札場所等

入札参加者は、前記 6 の(2)の「質問に対する回答」を必ず確認し、次のとおり入札書等を提出すること。

(1) 入札書の提出方法

入札書に記載する金額は、別添「走査型電子顕微鏡 仕様書」に示す物件を60ヶ月賃貸借したときの1ヶ月分の使用料とする。また、支払い方法は口座振り込みによるものとする。

電子調達システムを使用して、入札書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を、電子計算機に備えられたファイルに記録する方法により行う。

また、紙入札による場合は、入札書に必要事項を記入の上、封書にて2の担当部局に提出すること。

なお、封書は封かんし、表に入札に係る案件番号及び調達案件名、開札日、入札参加者の商号又は名称を表記し、更に「入札書在中」と朱書するものとする。

郵送の場合は簡易書留郵便とすること。

落札決定に当たっては、予定価格（消費税及び地方消費税相当額（以下「消費税等」という。）を含まない金額）の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とするので、入札者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税等を含まない金額（整数）を入札書に記載すること。

なお、提出した入札書は、いかなる理由があっても書換え、引替え、又は撤回することができない。

(2) 入札書の提出期限

電子調達システムによる提出の場合は、競争入札参加資格の確認を得た日から令和6年6月26日（水）午後5時までに電子調達システムのファイルへ記録すること。

なお、郵便又は持参の場合は、上記日時までに2の担当部局に必着のこと。

(3) 開札日時及び場所

ア 日時

令和6年6月27日（木）午前10時

イ 場所

茨城県企業局水質管理センター2階事務室

9 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、茨城県企業局会計規程（平成23年茨城県企業管理規程第3号。以下「会計規程」という。）第94条第2項各号いずれかに該当する場合には、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

(2) 契約保証金

落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、会計規程第89条第2項各号いずれかに該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

10 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1) 入札について談合その他不正行為があったと認められるとき。

(2) 入札参加資格がない者がした入札

(3) 入札書に記載すべき事項の記録がない電磁的記録又は記録した事項が明らかでない電磁的記録による入札

(4) 所定の入札保証金を納付しない者又は納付した入札保証金の額が所定の率による額に達しない者がした入札（免除された者は除く。）

- (5) 電報、電話及びファクシミリによる入札
- (6) 虚偽の確認申請書を提出した者がした入札
- (7) 電子証明書を不正に使用した入札
- (8) 指定の日時までに電子調達システムのファイルに記録されなかった入札
- (9) 紙入札において、記名を欠くとき。
- (10) 紙入札において、誤字又は脱字等により意思表示が不明確である入札を行ったとき。
- (11) 紙入札において、首標金額を訂正した入札を行ったとき。
- (12) 紙入札において、同一の入札に 2 通以上の入札を行ったとき。
- (13) 一般競争入札参加資格等確認通知書により入札参加資格があると認められた者であっても、資格確認の日から入札日までの間に指名停止措置を受けた者のした入札
- (14) その他この公告に示す条件に反した者がした入札

11 落札者の決定等

- (1) 会計規程第 97 条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札となるべき価格の入札をした者が 2 人以上あるときは、直ちに電子調達システムによる電子くじにより落札者を決定するものとする。
- (2) 落札者がいない場合は、再度入札を行うこととし、日程等については別に通知する。

12 入札の辞退

競争入札参加者が入札を辞退する場合は、電子調達システムにより必ず辞退処理を行うこと。ただし、紙入札により参加した者が入札を辞退する場合は、2 の担当部局へ郵便又は持参により開札日時までに到着するよう辞退届を提出するものとする。

13 再度入札等

- (1) 再度入札は、1 回とする。
- (2) 初度入札に参加しない者は、再度入札に参加することができない。
- (3) 再度入札を行っても落札者がいないときは、その入札における最低価格を入札した者に見積書の提出を求め、随意契約に移行する場合がある。

14 契約書作成の要否

要

15 詳細は入札説明書による。

16 その他

- (1) システム障害、天災が原因の停電等により入札・開札事務が処理できない場合は、入札・開札の延期又は紙による入札書を使用して行う入札への移行の措置を講ずるものとする。
なお、入札・開札の延期又は紙による入札書を使用して行う入札への移行の措置を講ずる場合は、電話、ファクシミリ、電子調達ホームページ等により必要な事項を連絡するものとする。
- (2) 競争入札参加者等は、入札後、この公告、仕様書等についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。
- (3) 競争入札参加者又は契約の相手方が本件調達に関して要した費用は、すべて当該競争入札参加者又は当該契約の相手方が負担するものとする。

17 Summary

- (1) Nature and quantity of the leased :
Scanning electron microscope 1 system

(2) Lease period

From February 1, 2025 through January 31, 2030

(3) Time-limit for tender

Time limit of tender (by hand) ; 5:00 pm on June 26, 2024

Time limit of tender (by mail) ; 5:00 pm on June 26, 2024

Time limit of tender (by system) ; 5:00 pm on June 26, 2024

(4) Submission location and contact number

Water quality management section, Water quality management center, Ibaraki Prefectural Public Enterprise Bureau

2, 972 Ooiwata, Tsuchiura-shi, Ibaraki-ken, Japan 300-0835

Tel : +81-29-826-8250

●入札公告 (電子調達)

地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号。以下「政令」という。) 第167条の6の規定に基づき、一般競争入札について次のとおり公告する。

なお、この調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

令和6年5月16日

茨城県企業局水質管理センター長 中 嶋 淳

1 入札に付する事項

(1) 調達をする借入物件の名称及び数量

ページ&トラップガスクロマトグラフ質量分析計 (カビ臭用) 一式

(2) 借入物品の特質等

借入物品の性能等に関し、仕様書で指定する特質等を有すること。

(3) 契約期間

令和6年12月1日～令和11年11月30日まで。ただし、翌年度以降の歳入歳出予算において減額又は削除があった場合は、契約は解除できる。

(4) 納入場所

茨城県企業局水質管理センター

茨城県土浦市大岩田2972

2 担当部局

〒300-0835 茨城県土浦市大岩田2972

茨城県企業局水質管理センター 水質管理課 担当：岡崎

電話 : 029-826-8250

F A X : 029-826-8196

所属メールアドレス : kisuisse@pref.ibaraki.lg.jp

3 入札参加資格

(1) 政令第167条の4第1項の規定に該当していない者であること。

(2) 政令第167条の4第2項の規定に基づく茨城県の入札参加の制限を受けていない者であること。

(3) 茨城県物品調達等競争入札参加者資格審査要項 (平成8年茨城県告示第254号) に基づく競争入札参加資格が

あること。ただし、茨城県物品調達等登録業者指名停止基準に基づく、指名停止の措置を受けている者でないこと。

- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (5) 茨城県暴力団排除条例（平成22年茨城県条例第36号）第2条第1号又は同条第3号に規定する者でないこと。
- (6) 本公告に示した調達物品の規格（仕様）に要求する事項を確実に履行できることを証明した者であること（詳細は、入札説明書及び仕様書による。）。
- (7) 購入物品に係る迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。

4 資料の提出、入札及び通知の方法

この調達は、資料の提出、入札及び通知等を電子調達システムにより行う対象案件である。

電子調達システム URL : <https://ebid2.cals-ibaraki.lg.jp/CALS/Accepter/index.jsp>

なお、電子調達システムによりがたい者は、2の担当部局の承諾を得て紙入札方式に変えるものとする。

紙入札の承諾に関しては、2の担当部局に紙入札方式参加承諾願を提出するものとする。

5 入札説明書等の交付期間及び場所

(1) 交付期間

入札公告の日から令和6年6月5日（水）までの午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、茨城県の休日を定める条例（平成元年茨城県条例第7号）に定める県の休日を除く。

(2) 交付場所

茨城県土浦市大岩田2972 水質管理センター 2階事務室

なお、入札説明書の交付を電子メールで希望する者は、5(1)の交付期間中に以下へその旨申請すること。

メールアドレス : kisuisse@pref.ibaraki.lg.jp

6 現地確認及び入札説明書等に関する質問

- (1) この入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）は、以下の期間に必要なに応じて設置場所等の現地確認を行うこと。また、入札説明書、仕様書等に対する質問がある場合は、次のとおり電子調達システムにより質問すること。

ア 現地確認期間

公告の日から令和6年5月24日（金）午後5時まで

イ 質問受付期間

公告の日から令和6年5月24日（金）午後5時まで

なお、これ以降に到達したものについては、回答しないので留意すること。

ウ 質問受付先

2の担当部局に同じ。

エ 方法

質問は電子調達システムにより提出すること。ただし、紙入札により参加の場合は、ファクシミリによる質問も認める。

- (2) 質問に対する回答日時及び方法は、次のとおりとする。

ア 日時

令和6年5月31日（金）午後5時まで

イ 方法

電子調達システムの質問・回答機能により回答する。ただし、紙入札により参加の場合は、ファクシミリにより回答する。

7 入札参加資格等の確認

入札参加者は、次のとおり電子調達システムを使用して電磁的記録をファイルに記録する方法、郵便又は持参により、一般競争入札参加資格確認申請書（以下「確認申請書」という。）に 3(6)及び(7)に係る証明書を添付して提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(1) 提出期限

令和 6 年 6 月 5 日 (水) 午後 5 時まで

なお、郵便又は持参の場合は、提出期限までに必着のこと。

(2) 提出方法

ア 電子調達システムを使用して電磁的記録をファイルに記録する方法で参加する場合、発注図書欄に掲示した入札参加登録シート（テキストファイル）又は作成した確認申請書等を画像ファイルに変換したデータファイル（TIFF ファイル等）のいずれかを電子調達システムにより提出すること。

なお、その他必要な添付資料は、郵送（書留郵便に限る。）、持参又は電子メールの添付ファイルにより提出すること。

イ 紙入札により参加する場合は、郵送（書留郵便に限る。）又は持参により提出すること。

(3) 提出先

2 の担当部局に同じ。

(4) 受付通知及び結果通知

ア 電子調達システムにより確認申請書を受理した場合は、証明書等受付通知書を発行する。

イ 入札参加資格の合格・不合格について審査し、令和 6 年 6 月 21 日 (金) 午後 5 時までに、証明書等審査結果通知書を発行する。

なお、参加資格が「不合格」の場合は、その理由を付する。

8 入札書の提出方法及び開札場所等

入札参加者は、前記 6 の(2)の「質問に対する回答」を必ず確認し、次のとおり入札書等を提出すること。

(1) 入札書の提出方法

入札書に記載する金額は、別添「ページ&トラップガスクロマトグラフ質量分析計（カビ臭用）仕様書」に示す物件を 60 ヶ月賃貸借したときの 1 ヶ月分の使用料とする。また、支払い方法は口座振り込みによるものとする。

電子調達システムを使用して、入札書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を、電子計算機に備えられたファイルに記録する方法により行う。

また、紙入札による場合は、入札書に必要事項を記入の上、封書にて 2 の担当部局に提出すること。

なお、封書は封かんし、表に入札に係る案件番号及び調達案件名、開札日、入札参加者の商号又は名称を表記し、更に「入札書在中」と朱書するものとする。

郵送の場合は簡易書留郵便とすること。

落札決定に当たっては、予定価格（消費税及び地方消費税相当額（以下「消費税等」という。）を含まない金額）の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とするので、入札者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税等を含まない金額（整数）を入札書に記載すること。

なお、提出した入札書は、いかなる理由があっても書換え、引替え、又は撤回することができない。

(2) 入札書の提出期限

電子調達システムによる提出の場合は、競争入札参加資格の確認を得た日から令和 6 年 6 月 26 日 (水) 午後 5 時まで電子調達システムのファイルへ記録すること。

なお、郵便又は持参の場合は、上記日時までに 2 の担当部局に必着のこと。

(3) 開札日時及び場所

ア 日時

令和 6 年 6 月 27 日 (木) 午前 10 時 20 分

イ 場所

茨城県企業局水質管理センター 2 階事務室

9 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札に参加を希望する者は、入札金額の 100 分の 5 以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、茨城県企業局会計規程 (平成 23 年茨城県企業管理規程第 3 号。以下「会計規程」という。) 第 94 条第 2 項各号いずれかに該当する場合には、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

(2) 契約保証金

落札者は、契約金額の 100 分の 10 以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、会計規程第 89 条第 2 項各号いずれかに該当する場合には、契約保証金の全部又は一部を免除する。

10 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1) 入札について談合その他不正行為があったと認められるとき。

(2) 入札参加資格がない者がした入札

(3) 入札書に記載すべき事項の記録がない電磁的記録又は記録した事項が明らかでない電磁的記録による入札

(4) 所定の入札保証金を納付しない者又は納付した入札保証金の額が所定の率による額に達しない者がした入札 (免除された者は除く。)

(5) 電報、電話及びファクシミリによる入札

(6) 虚偽の確認申請書を提出した者がした入札

(7) 電子証明書を不正に使用した入札

(8) 指定の日時までに電子調達システムのファイルに記録されなかった入札

(9) 紙入札において、記名を欠くとき。

(10) 紙入札において、誤字又は脱字等により意思表示が不明確である入札を行ったとき。

(11) 紙入札において、首標金額を訂正した入札を行ったとき。

(12) 紙入札において、同一の入札に 2 通以上の入札を行ったとき。

(13) 一般競争入札参加資格等確認通知書により入札参加資格があると認められた者であっても、資格確認の日から入札日までの間に指名停止措置を受けた者のした入札

(14) その他この公告に示す条件に反した者がした入札

11 落札者の決定等

(1) 会計規程第 97 条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札となるべき価格の入札をした者が 2 人以上あるときは、直ちに電子調達システムによる電子くじにより落札者を決定するものとする。

(2) 落札者がいない場合は、再度入札を行うこととし、日程等については別に通知する。

12 入札の辞退

競争入札参加者が入札を辞退する場合は、電子調達システムにより必ず辞退処理を行うこと。ただし、紙入札により参加した者が入札を辞退する場合は、2の担当部局へ郵便又は持参により開札日時までに到着するよう辞退届を提出するものとする。

13 再度入札等

- (1) 再度入札は、1回とする。
- (2) 初度入札に参加しない者は、再度入札に参加することができない。
- (3) 再度入札を行っても落札者がいないときは、その入札における最低価格を入札した者に見積書の提出を求め、随意契約に移行する場合がある。

14 契約書作成の要否

要

15 詳細は入札説明書による。

16 その他

- (1) システム障害、天災が原因の停電等により入札・開札事務が処理できない場合は、入札・開札の延期又は紙による入札書を使用して行う入札への移行の措置を講ずるものとする。

なお、入札・開札の延期又は紙による入札書を使用して行う入札への移行の措置を講ずる場合は、電話、ファクシミリ、電子調達ホームページ等により必要な事項を連絡するものとする。

- (2) 競争入札参加者等は、入札後、この公告、仕様書等についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。
- (3) 競争入札参加者又は契約の相手方が本件調達に関して要した費用は、すべて当該競争入札参加者又は当該契約の相手方が負担するものとする。

17 Summary

- (1) Nature and quantity of the leased :

Purge and trap gas chromatograph mass spectrometer 1 system

- (2) Lease period

From December 1, 2024 through November 30, 2029

- (3) Time-limit for tender

Time limit of tender (by hand) ; 5:00 pm on June 26, 2024

Time limit of tender (by mail) ; 5:00 pm on June 26, 2024

Time limit of tender (by system) ; 5:00 pm on June 26, 2024

- (4) Submission location and contact number

Water quality management section, Water quality management center, Ibaraki Prefectural Public Enterprise Bureau

2, 972 Ooiwata, Tsuchiura-shi, Ibaraki-ken, Japan 300-0835

Tel : +81-29-826-8250

~~~~~  
(病 院 局)

◎落札者等の公示

次のとおり落札者等について公示します。

令和 6 年 5 月 16 日

茨城県病院事業管理者 軸 屋 智 昭

## [掲載順序]

①落札又は随意契約に係る物品等又は特定役務の名称及び数量 ②契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 ③落札者又は随意契約の相手方を決定した日 ④落札者又は随意契約の相手方の氏名及び住所 ⑤落札金額又は随意契約に係る契約金額 ⑥契約の相手方を決定した手続 ⑦一般競争入札又は指名競争入札によることとした場合には、茨城県病院局物品等又は特定役務調達手続の特例を定める規程（平成18年茨城県病院事業管理規程第22号）第2条において準用する茨城県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年茨城県規則第98号）第4条第1項の公告又は第5条第1項の公示を行った日 ⑧落札方式又は随意契約による場合にはその理由

①統合医療情報システム保守業務委託 ②茨城県病院局経営管理課 茨城県水戸市笠原町978番6 ③令和6年4月1日 ④株式会社A I T 東京都江東区佐賀一丁目5番6号 ⑤98,746,560円（消費税及び地方消費税相当額を含む。） ⑥随意契約 ⑦なし ⑧地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第21条の13第1項2号

## ●入札公告

一般競争入札について次のとおり公告する。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

令和6年5月16日

茨城県立中央病院長 島 居 徹  
茨城県立こども病院長 新 井 順 一

## 1 調達内容

## (1) 購入物件名

A重油 J I S 1 種 1 号 【共同購入】

## (2) 購入物件の特質等

購入物件の性能等に関し、別途「入札説明書（仕様書）」で指定する特質等を有すること。

## (3) 予定数量

茨城県立中央病院 200キロリットル

茨城県立こども病院 100キロリットル

計 300キロリットル

## (4) 納入期限

令和6年7月1日から令和6年9月30日まで 3か月間

## (5) 納入場所

茨城県笠間市鯉淵6528 茨城県立中央病院

茨城県水戸市双葉台3丁目3-1 茨城県立こども病院

## (6) 入札方法

入札金額は1キロリットル当たりの単価を記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する金額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額（消費税及び地方消費税抜き）を入札書に記

載すること。

## 2 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令 (昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。) 第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者であること。
- (2) 政令第 167 条の 4 第 2 項の規定に基づく茨城県の入札参加の制限を受けていない者であること。
- (3) 茨城県物品調達等競争入札参加者資格審査要項 (平成 8 年茨城県告示第 254 号) に基づく競争入札参加資格があること。ただし、茨城県物品調達等登録業者指名停止基準に基づく、指名停止の措置を受けている者でないこと。
- (4) 本公告に示した調達物品の規格 (仕様) に適合した物品及び数量を確実に納入できることを証明した者であること。
- (5) 会社更生法 (平成 14 年法律第 154 号) に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法 (平成 11 年法律第 225 号) に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (6) 茨城県暴力団排除条例 (平成 22 年茨城県条例第 36 号) 第 2 条第 1 号から同条第 3 号までに規定する者でないこと。

## 3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒309-1793 茨城県笠間市鯉淵6528

茨城県立中央病院 経理課

電話 0296-77-1121 内線2025

- (2) 入札説明書及び仕様書の閲覧期間及び場所

期間 入札公告の日から令和 6 年 6 月 7 日 (金) まで

茨城県立中央病院ホームページ

<https://www.hospital.pref.ibaraki.jp/chuo/>

茨城県立こども病院ホームページ

<https://www.ibaraki-kodomo.com/ich/>

## 4 入札参加資格等の確認

- (1) この一般競争入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加資格確認申請書に必要な書類等を添付して、3の(1)に示す場所に、令和 6 年 6 月 7 日 (金) 午後 4 時まで提出しなければならない。  
なお、提出した書類について説明を求められたときは、これに応じなければならない。
- (2) 入札参加資格等の確認結果は、一般競争入札参加資格確認通知書により回答する。
- (3) 前項により不適合の通知を受けた者は、この一般競争入札に参加できない。

## 5 入札執行の日時及び場所

令和 6 年 6 月 26 日 (水) 午前 10 時 30 分

茨城県笠間市鯉淵6528

茨城県立中央病院 本館大会議室

## 6 入札手続等

- (1) 入札書の提出

入札書の受領期限

令和 6 年 6 月 26 日 (水) 午前 10 時 30 分 (ただし、郵送による入札の場合は、令和 6 年 6 月 25 日 (火) 午後 4 時必着とする。)

## (2) 入札方法

ア 入札金額は、1 キロリットル当たりの単価を記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額（消費税及び地方消費税抜き）を入札書に記載すること。

イ 提出した入札書の引換、変更又は取消しは、認めない。

ウ 入札執行回数は、初回を含めて2回を限度とする。

## (3) 落札者の決定方法

茨城県病院局会計規程（平成18年茨城県病院事業管理規程第21号。以下「会計規程」という。）第115条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

## 7 入札保証金及び契約保証金

## (1) 入札保証金

入札に参加を希望する者は、見積もる契約金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、会計規程第112条第2項各号のいずれかに該当する場合には、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

## (2) 契約保証金

落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、会計規程第107条第2項各号のいずれかに該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

## 8 入札の無効

(1) 次のいずれかに該当する場合の入札は、無効とする。

ア 入札について談合、その他不正行為があったと認められるとき。

イ 指定の日時までに入札書が提出されないとき。

ウ 記名又は押印を欠くとき。

エ 誤字又は脱字等により意思表示が不明確である入札を行ったとき。

オ 首標金額を訂正した入札を行ったとき。

カ 同一人の入札に2通以上の入札を行ったとき。

キ 同一の入札に他の入札者の代理を兼ね、又は2人以上の代理をしたとき。

ク 代理人が委任状を持参しないとき。

ケ 前各号に定めるもののほか、指示した条件に違反して入札したとき。

(2) 本公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札並びに本公告に示した入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(3) 一般競争入札参加資格確認通知書により入札参加資格があると認められた者であっても、資格確認の日から入札日までの間に指名停止措置を受けた者のした入札は無効とする。

(4) 入札時点において2に掲げる入札参加資格のない者がした入札は、無効とする。

## 9 契約書作成の要否

要

## 10 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased:

A Fuel Oil (JIS Class 1, No. 1).

(2) Time limit for tender:

4:00 PM, 25 June. 2024 in case of by mail

10:30 AM, 26 June. 2024 in case of by hand

(3) Contact point for the notice:

Accounting Division, Ibaraki Prefectural Chuo-Hospital.

6528, Koibuchi, Kasama-shi, Ibaraki-ken, 309-1793, Japan.

TEL 0296-77-1121 (ext.2025)

~~~~~  
(警 察 本 部)

●入札公告 (電子調達)

一般競争入札について次のとおり公告する。

なお、この入札に係る調達は、2012年3月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定の適用を受けるものである。

令和 6 年 5 月 16 日

茨城県警察本部長 一 瀬 圭 一

1 入札に付する事項

(1) 借入物品名及び数量

運転免許情報記録個人番号カード用端末機器の賃貸借 仕様書のとおり

(2) 借入物品の特質等

借入物品の性能等に関し、仕様書で指定する特質等を有すること。

(3) 賃貸借期間

令和 7 年 2 月 1 日から令和 12 年 1 月 31 日まで。ただし、翌年度以降の歳入歳出予算においてこの契約に係る金額について減額又は削除があった場合は、この契約は解除できる。

(4) 納入場所

仕様書のとおり

2 担当所属

〒310-8550

茨城県水戸市笠原町978番6

茨城県警察本部 会計課調度係

電話 029-301-0110 内線2235

F A X 029-301-0917

所属メールアドレス: keikaikei@pref.ibaraki.lg.jp

3 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号。以下「政令」という。) 第167条の4第1項の規定に該当していない者であること。

(2) 政令第167条の4第2項の規定に基づく茨城県の入札参加の制限を受けていない者であること。

(3) 茨城県物品調達等競争入札参加者資格審査要項 (平成8年茨城県告示第254号) に基づく競争入札参加資格に登録されていること。ただし、茨城県物品調達等登録業者指名停止基準に基づく、指名停止の措置を受けている者でないこと。

(4) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）に暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「暴対法」という。）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員ではないが暴対法第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者（以下「暴力団関係者」という。）がいる法人等（法人又は団体若しくは個人をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）がその経営又は運営に実質的に関与している法人等

ウ 役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしている法人等

エ 役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与している法人等

オ 役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している法人等

カ 役員等又は使用人が前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしている法人等

(5) 茨城県暴力団排除条例（平成 22 年茨城県条例第 36 号）第 2 条第 1 号から第 3 号に規定する者でないこと。

(6) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成 11 年法律第 147 号）に基づく処分の対象となっている団体及びその構成員でないこと。

(7) 本公告に示した借入物品の規格（仕様）に要求する事項を確実に履行できることを証明した者であること（詳細は、入札説明書及び仕様書による。）。

(8) 借入物品に係る迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。

(9) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

4 資料の提出、入札及び通知の方法

この調達には、資料の提出、入札及び通知等を電子調達システムにより行う対象案件である。

電子調達システム URL : <https://ebid2.cals-ibaraki.lg.jp/CALS/Accepter/index.jsp>

なお、電子調達システムによりがたい場合は、2 の担当所属の承諾を得て紙入札方式に代えるものとする。

紙入札の承諾に関しては、2 の担当所属に紙入札方式参加承認願を提出するものとする。

5 入札説明書の閲覧期間及び場所

(1) 期間

入札公告の日から令和 6 年 6 月 11 日までの午前 8 時 30 分から午後 5 時まで。ただし、茨城県の休日を定める条例（平成元年茨城県条例第 7 号）に定める休日を除く。

(2) 場所

茨城県水戸市笠原町 978 番 6 茨城県警察本部会計課調度係

6 入札説明書等に関する質問

(1) この入札に参加しようとする者（以下「競争入札参加者」という。）は、入札説明書、仕様書等に対する質問

がある場合、次のとおり電子調達システムにより質問すること。

ア 質問受付期間

公告の日から令和 6 年 5 月 28 日 (火) 午後 5 時まで

なお、これ以降に到達したものについては、回答しないので留意すること。

イ 質問受付先

2 の担当所属に同じ。

ウ 方法

質問は電子調達システムにより提出すること。ただし、紙入札により参加の場合は、ファックスによる質問も認める。

(2) 質問に対する回答日時及び方法は、次のとおりとする。

ア 日時

令和 6 年 6 月 4 日 (火) 午後 5 時まで

イ 方法

電子調達システムの質問・回答機能により回答する。ただし、紙入札により参加の場合は、ファックスにより回答する。

7 入札参加資格等の確認

競争入札参加者は、次のとおり電子調達システムを使用して電磁的記録をファイルに記録する方法、郵便又は持参により、一般競争入札参加資格確認申請書 (以下「確認申請書」という。) に 3 の(4)から(9)に係る証明書を添付して提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(1) 提出期限

令和 6 年 6 月 11 日 (火) 午後 5 時まで

なお、郵便又は持参の場合は、提出期限までに必着のこと。

(2) 提出方法

ア 電子調達システムを使用して電磁的記録をファイルに記録する方法で参加する場合、発注図書欄に掲示した入札参加登録シート (テキストファイル) 又は作成した確認申請書等を画像ファイルに変換したデータファイル (TIFF ファイル等) のいずれかを電子調達システムにより提出すること。

なお、その他必要な添付資料は、郵送 (書留郵便に限る。)、持参又は電子メールの添付ファイルにより提出すること。

イ 紙入札により参加する場合は、郵送 (書留郵便に限る。) 又は持参により提出すること。

(3) 提出先

2 の担当所属に同じ。

(4) 受付通知及び結果通知

ア 電子調達システムにより確認申請書を受理した場合は、証明書等受付通知書を発行する。

イ 入札参加資格の合格・不合格について審査し、令和 6 年 6 月 18 日 (火) 午後 5 時までに、証明書等審査結果通知書を発行する。

なお、参加資格が「不合格」の場合は、その理由を付する。

8 入札書の提出方法及び開札場所等

競争入札参加者は、前記 6 の(2)の「質問に対する回答」を必ず確認し、次のとおり入札書を提出すること。

(1) 入札書の提出方法

茨城県電子調達運用基準に基づき、電子調達システムを使用して、入札書に記載すべき事項を記録した電磁的

記録を、電子計算機に備えられたファイルに記録する方法により行う。

また、紙入札による場合は、入札書に必要事項を記入の上封書にて、2の担当所属に提出すること。

なお、封書は封かんし、表に入札に係る案件番号及び調達案件名、開札日、入札参加者の商号又は名称を表記し、更に「入札書在中」と朱書するものとする。

郵送の場合は簡易書留郵便とすること。

落札決定に当たっては、予定価格に110分の100を乗じて得た価格の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額（整数）を記載すること。

なお、月額賃借料（消費税及び地方消費税を含まない。）を記載すること。

(2) 入札書の提出期限

電子調達システムによる提出の場合は、競争入札参加資格の確認を得た日から令和6年6月25日（火）午後5時までシステムへの記録をすること。

なお、郵便又は持参の場合は、上記日時までに2の担当所属に必着のこと。

(3) 開札日時及び場所

ア 日時

令和6年6月26日（水）午前10時から

イ 場所

茨城県警察本部庁舎2階入札室

電子調達のため、入札参加者の立会いは要しない。

（ただし、入札参加者が立会いを希望する場合は、立会いすることができる。）

9 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、茨城県財務規則（平成5年茨城県規則第15号。以下「財務規則」という。）第143条第2項各号いずれかに該当する場合には、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

(2) 契約保証金

落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第138条第2項各号いずれかに該当する場合には、契約保証金の全部又は一部を免除する。

10 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1) 入札について談合その他不正行為があったと認められるとき。

(2) 入札参加資格がない者がした入札

(3) 入札書に記載すべき事項の記録がない電磁的記録又は記録した事項が明らかでない電磁的記録による入札

(4) 所定の入札保証金を納付しない者又は納付した入札保証金の額が所定の率による額に達しない者がした入札（免除された者は除く。）

(5) 電報、電話及びファクシミリによる入札

(6) 虚偽の確認申請書を提出した者がした入札

(7) 電子証明書を不正に使用した入札

(8) 指定の日時までに電子入札システムのファイルに記録されなかった入札

(9) 紙入札において、記名を欠くとき。

- (10) 紙入札において、誤字又は脱字等により意思表示が不明確である入札を行ったとき。
- (11) 紙入札において、首標金額を訂正した入札を行ったとき。
- (12) 紙入札において、同一の入札に 2 通以上の入札を行ったとき。
- (13) 一般競争入札参加資格等確認通知書により入札参加資格があると認められた者であっても、資格確認の日から入札日までの間に指名停止措置を受けた者のした入札は、無効とする。
- (14) その他この公告に示す条件に反した者がした入札

11 落札者の決定方法等

- (1) 財務規則第146条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札となるべき価格の入札をした者が 2 人以上あるときは、直ちに電子調達システムによる電子くじにより落札者を決定するものとする。
- (2) 落札者がいない場合は、再度入札を行うこととし、日程等については別に通知する。

12 入札の辞退

競争入札参加者が入札を辞退する場合は、電子調達システムにより必ず辞退処理を行うこと。ただし、紙入札により参加した者が入札を辞退する場合は、2 の担当所属へ郵便又は持参により開札日時までに到着するよう辞退届を提出するものとする。

13 再度入札等

- (1) 再度入札は 1 回とする。
- (2) 初度入札に参加しない者は、再度入札に参加することができない。
- (3) 再度入札を行っても落札者がいないときは、その入札における最低価格を入札した者に見積書の提出を求め、随意契約に移行する場合がある。

14 契約書作成の要否

要

15 詳細は入札説明書による。

16 その他

- (1) システム障害、天災が原因の停電等により入札・開札事務が処理できない場合は、入札・開札の延期又は紙による入札書を使用して行う入札への移行の措置を講ずるものとする。

なお、入札・開札の延期又は紙による入札書を使用して行う入札への移行の措置を講ずる場合は、電話、ファクシミリ、電子調達ホームページ等により必要な事項を連絡するものとする。

- (2) 競争入札参加者等は、入札後、この公告、仕様書等についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。
- (3) 競争入札参加者又は契約の相手方が本件調達に関して要した費用は、全て当該競争入札参加者又は当該契約の相手方が負担するものとする。
- (4) 新たに入札参加資格を得ようとする者は、所定の資格審査申請書に必要事項を記入の上、次に示す場所に申請すること。申請は、随時受け付けているが、審査に相応の日数を要するため留意すること。

< 申請書の入手、提出及び問合せ先 >

〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978番 6

茨城県会計事務局会計管理課会計指導室 調度担当

電話 029-301-4875 (直通)

17 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be leased:

Lease agreement of devices for integration of driver's licenses and individual number cards

Lease period

From February 1, 2025 through January 31, 2030

(2) Time limit for tender:

Time limit of tender (by hand) : 5:00p. m. , June 25, 2024

Time limit of tender (by mail) : 5:00p. m. , June 25, 2024

Time limit of tender (by system) : 5:00p. m. , June 25, 2024

(3) Submission location and contact number

Finance Division, Ibaraki Prefectural Police Headquarters 978-6, Kasahara-cho, Mito-shi

Ibaraki-ken, 310-8550, Japan

TEL: 029-301-0110

指 示

(茨城海区漁業調整委員会)

茨城海区漁業調整委員会指示第 2 号

茨城県海面におけるひき縄釣 (釣糸及び釣針を有する漁具を、船舶を使用してひきまわして行う釣漁法をいう。) により水産動物を採捕する場合について、漁業法 (昭和24年法律第267号) 第120条第1項の規定に基づき、次のとおり指示する。

令和 6 年 5 月 16 日

茨城海区漁業調整委員会

会長 高 濱 芳 明

(採捕の制限)

- 1 茨城県海面漁業調整規則 (令和 2 年茨城県規則第73号、以下「調整規則」という。) 第41条第1項第6号に掲げる海域において、ひき縄釣により水産動物を採捕する者は、茨城海区漁業調整委員会 (以下「委員会」という。) の承認を受けなければならない。

なお、漁業者が漁業を営むために行う場合又は漁業従事者が漁業者のために従事して行う場合はこの限りでない。

(承認の対象)

- 2 1の承認の対象は、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 試験研究又は教育実習のためひき縄釣により水産動物を採捕しようとする試験研究機関又は教育機関等 (以下「試験研究機関等」という。)
- (2) トローリング大会等のイベントを開催し、参加者にひき縄釣による水産動物の採捕をさせようとする者 (以下「イベント主催者」という。)

(承認の基準)

- 3 1の承認は、対象ごとに次に掲げる要件を全て満たしている場合に行うものとする。

- (1) 試験研究機関等

ア 当該漁法を用いることにより、水産資源の保護培養及び漁業調整上重大な支障が生ずる恐れがないこと。

イ ひき縄釣を行う予定の海域における海面の利用について、当該海域における海面を利用する県内の関係する漁業協同組合の同意を得ていること。

(2) イベント主催者

ア 当該漁法を用いることにより、水産資源の保護培養及び漁業調整上重大な支障が生ずる恐れがないこと。

イ ひき縄釣を行う予定の海域における海面の利用について、当該海域における海面を利用する県内の関係する漁業協同組合の同意を得ていること。

ウ イベントの実施について、開催地の漁業協同組合の同意を得ていること。

エ イベントが茨城県内に所在する漁港、マリーナを根拠地として行われるものであること。

オ イベントの実施について根拠地となる漁港、マリーナの管理者の同意を得ていること。

カ 日の出から日没までの間の採捕であること。

キ 県内に根拠地のある団体が主催又は共催するイベントであって、イベントが開催される市町村の後援があること。

ク 委員会指示及び関係法令等の遵守に係る誓約を行うこと。

ケ 参加者等に茨城県暴力団排除条例（平成22年茨城県条例第36号）第2条第1号から同条第3号に規定する者を含めないこと。

(条件)

4 委員会は、1の承認をするに当たり、対象ごとに次に掲げる条件を付けることができる。

(1) 試験研究機関等

ア 採捕実績の報告

承認を受けた者は、採捕期間終了後1月以内に、別に定める様式により採捕実績を委員会に報告しなければならない。

イ 承認の取り消し

委員会は、承認を受けた者がこの指示の内容に違反したとき又は水産資源の保護培養もしくは漁業調整上必要があると認めるときは、承認を取り消すことができる。

ウ 承認証の携帯

承認を受けた者は、ひき縄釣により水産動物を採捕するときには、当該承認証を携帯しなければならない。

エ その他の制限又は条件

その他委員会が必要があると認めるときは、更に制限又は条件を付することができる。

(2) イベント主催者

ア 採捕実績の報告

承認を受けた者は、採捕期間終了後1月以内に、別に定める様式により採捕実績を委員会に報告しなければならない。

イ 承認の取り消し

委員会は、承認を受けた者及び参加者がこの指示の内容に違反したとき又は水産資源の保護培養もしくは漁業調整上必要があると認めるときは、承認を取り消すことができる。

ウ 承認を受けた者の責務

イベント主催者は、当該イベントに参加する者に対し、次に掲げる事項を遵守させなければならない。

(ア) 委員会指示及び漁業法並びに茨城県海面漁業調整規則等の関係法令に反する行為をしないこと。

(イ) 入出港時の徐行、見張り人員の確保、救命用具の着用等必要な対策の実施により、安全を確保すること。

(ウ) 漁業者の操業及び航行を妨げる行為をしないこと。

- (エ) イベント主催者が作成し委員会の承認を受けた統一図案の標識旗を、イベントに参加し航行している間、船舶の外部から見やすい箇所に掲げること。
- (オ) イベントに参加し航行している間、委員会が交付した承認証の写しを携帯すること。
- (カ) 操業船の位置から 3 マイル以内を航行しないこと。
- (キ) 使用する船舶に A I S (船舶自動識別装置) を設置し、イベントにおいて航行している間常時稼働させること。

エ 採捕禁止期間

7 月 1 日から 9 月 30 日までの土日祝日以外の日は、ひき縄釣を行ってはならない (ただし 8 月 30 日はその限りでない)。

オ 採捕対象生物

カジキ類以外の水産動物を採捕してはならない。

カ その他の制限又は条件

その他委員会が必要があると認めるときは、更に制限又は条件を付することがある。

(指示の有効期間)

- 5 この指示の有効期間は、令和 6 年 6 月 1 日から令和 7 年 5 月 31 日までとする。

(取扱の細目)

- 6 この指示の定めるもののほか取扱の細目については、ひき縄釣採捕承認取扱要領に定めるところによる。

ひき縄釣採捕承認取扱要領

令和 6 年 5 月 16 日付け茨城海区漁業調整委員会指示第 2 号によるひき縄釣の委員会指示に基づく承認に係る取扱要領は、次のとおりとする。

(承認の申請)

- 1 委員会指示の 1 の承認を受けようとする者は、試験研究機関又は教育機関等が試験研究又は教育実習のために行う場合（以下「試験研究等の場合」という。）にあつては別記様式第 1 号に (1) に掲げる書類を、トローリング大会等のイベントを開催し、参加者にひき縄釣により水産動物を採捕させようとする場合（以下「イベントの場合」という。）にあつては別記様式第 2 号に (2) に掲げる書類を添えて、実施する日の 15 日前までに茨城海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）に提出しなければならない。

(1) 試験研究等の場合

- ア 試験研究等に関する計画書
- イ 使用する船舶の証明書（漁船の場合は漁船原簿謄本、その他の船舶の場合は船舶検査証書の写し。）。ただし、本県に漁船登録がなされている漁船の場合はこの限りでない。
- ウ 用船の場合は、使用する船舶の使用権限を証する書面
- エ 県内の関係する漁業協同組合の同意書
- オ その他委員会が必要と認める書類

(2) イベントの場合

- ア イベントの開催要領又は採捕計画書等
- イ 使用する船舶の証明書（漁船の場合は漁船原簿謄本、その他の船舶の場合は船舶検査証書の写し。）。ただし、本県に漁船登録がなされている漁船の場合はこの限りでない。
- ウ 使用する船舶に設置された船舶自動識別装置（AIS）無線局免許状の写し
- エ イベント主催者において船舶自動識別装置（AIS）の信号を受信できる施設又は設備を有することを証明する書面
- オ 県内の関係する漁業協同組合の同意書
- カ 誓約書（別記様式第 3 号）
- キ 参加艇に掲揚させる統一図案による標識旗
- ク その他委員会が必要と認める書類

(承認証の交付)

- 3 委員会は、採捕の承認をしたときは、ひき縄釣採捕承認証（以下「承認証」という。）（試験研究等の場合は別記様式第 4 号、イベントの場合は別記様式第 5 号）を申請者に交付する。

(承認証の書換交付)

- 4 承認証の記載事項（氏名又は名称を除く。）に変更を生じたときは、遅滞なく、ひき縄釣採捕承認証書換交付申請書（別記様式第 6 号）に承認証を添えて委員会に提出し、承認証の書換交付を受けること。

(承認証の再交付)

- 5 承認を受けた者は、承認証を亡失し又はき損したときは、速やかに、ひき縄釣採捕承認証再交付申請書(別記様式第 7 号)を委員会に提出し、承認証の再交付を受けること。

(承認証の返納)

- 6 承認を受けた者は、当該承認がその効力を失い、又は取り消された場合には、速やかに、委員会に承認証を返納すること。

(実績の報告)

- 7 採捕実績の報告は、ひき縄釣採捕実績報告書(試験研究等の場合は別記様式第 8 号、イベントの場合は別記様式第 9 号)により行うものとする。

様式第 1 号

年 月 日

茨城海区漁業調整委員会会長 殿

住所 (法人にあつては、その主たる事務所の所在地)

氏名 (法人にあつては、その名称及び代表者の氏名) ㊤

ひき縄釣試験研究等採捕承認申請書

下記によりひき縄釣採捕の承認を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 採捕目的
- 2 採捕期間 年 月 日から 年 月 日まで
- 3 採捕区域
- 4 ひき縄釣で採捕しようとする水産動物の種類及び数量
- 5 使用船舶
 - (1) 船名
 - (2) 船舶番号
 - (3) 総トン数
 - (4) 馬力数
 - (5) 船舶所有者
- 6 採捕に従事する者
住所
氏名

様式第 2 号

年 月 日

茨城海区漁業調整委員会会長 殿

住所 (法人にあつては、その主たる事務所の所在地)

氏名 (法人にあつては、その名称及び代表者の氏名) ㊤

ひき縄釣採捕承認申請書

下記により大会を開催したいので、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 イベント名
- 2 イベント開催期間 年 月 日から 年 月 日まで
- 3 採捕区域
- 4 ひき縄釣で採捕しようとする水産動物の種類
- 5 ひき縄釣の根拠地とする漁港等
- 6 参加者及び使用船舶

船 名	船 舶 登 録 番 号	総トン数又は 船 舶 の 長 さ	参加者氏名	住 所

注) 同一船舶に複数の者が乗船する場合は、代表者の住所及び氏名を記すこと。

様式第 3 号

誓 約 書

元号 年 月 日に開催される (イベント名) の実施に際しては、安全対策を十分に講じるほか、当該イベントの参加者に対し、漁業法及び茨城県海面漁業調整規則等の水産関係法令並びに茨城海区漁業調整委員会の承認の内容、条件を遵守させるほか、採捕終了後速やかに出艇日毎の航行記録及び採捕記録報告書を提出させる等、主催者として適法かつ厳正な大会運営を行うことを誓約します。

この誓約が遵守できない場合は、期間の途中で承認が取り消しとなっても異議申し立てをせず、以後承認されない場合があることを承知します。

(元号) 年 月 日

住 所

氏 名

Ⓜ

茨城海区漁業調整委員会会長

殿

様式第 4 号

茨調第 号		
ひき縄釣試験研究等採捕承認証		
住 所		
氏 名 又 は 名 称		
採 捕 期 間	年 月 日から 年 月 日まで	
採 捕 区 域		
ひき縄釣で採捕しようとする水産動物の種類及び数量		
使 用 船 舶	船名	船舶番号
	総トン数	馬力数
採捕に従事する者	住所	氏名
条 件	<p>1 採捕実績の報告 承認を受けた者は、採捕期間終了後 1 月以内に、別に定める様式により採捕実績を委員会に報告しなければならない。</p> <p>2 承認の取り消し 委員会は、承認を受けた者がこの指示の内容に違反したとき又は水産資源の保護培養もしくは漁業調整上必要があると認めるときは、承認を取り消すことができる。</p> <p>3 承認証の携帯 承認を受けた者は、ひき縄釣により水産動物を採捕するときには、当該承認証を携帯しなければならない。</p>	
令和 年 月 日		
茨城海区漁業調整委員会 会 長		

様式第 5 号

茨調第 号	
ひき縄釣採捕承認証	
住 所	
氏 名 又 は 名 称	
イ ベ ン ト 名	
採 捕 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
採 捕 区 域	
ひき縄釣で採捕しようとする水産動物の種類	
ひき縄釣の根拠地とする漁港等	
参加者及び使用船舶	別紙のとおり
条 件	裏面記載のとおり
令和 年 月 日	
茨城海区漁業調整委員会 会 長	

様式第 5 号裏面

条 件

1 採捕実績の報告

承認を受けた者は、採捕期間終了後 1 月以内に、別に定める様式により採捕実績を委員会に報告しなければならない。

2 承認の取り消し

委員会は、承認を受けた者及び参加者がこの指示の内容に違反したとき又は水産資源の保護培養もしくは漁業調整上必要があると認めるときは、承認を取り消すことができる。

3 承認を受けた者の責務

イベント主催者は、当該イベントに参加する者に対し、次に掲げる事項を遵守させなければならない。

- (1) 委員会指示及び漁業法並びに茨城県海面漁業調整規則等の関係法令に反する行為をしないこと。
- (2) 入出港時の徐行、見張り人員の確保、救命用具の着用等必要な対策の実施により、安全を確保すること。
- (3) 漁業者の操業及び航行を妨げる行為をしないこと。
- (4) イベント主催者が作成し委員会の承認を受けた統一図案の標識旗を、イベントに参加し航行している間、船舶の外部から見やすい箇所に掲げること。
- (5) イベントに参加し航行している間、委員会が交付した承認証の写しを携帯すること。
- (6) 操業船の位置から 3 マイル以内を航行しないこと。
- (7) 使用する船舶に A I S (船舶自動識別装置) を設置し、イベントにおいて航行している間常時稼働させること。

4 採捕禁止期間

7 月 1 日から 9 月 30 日までの土日祝日以外の日は、ひき縄釣を行ってはならない (ただし 8 月 30 日はその限りでない。) 。

5 採捕対象生物

カジキ類以外の水産動物を採捕してはならない。

様式第 6 号

年 月 日

茨城海区漁業調整委員会会長 殿

住所 (法人にあつては、その主たる事務所の所在地)

氏名 (法人にあつては、その名称及び代表者の氏名) ㊤

ひき縄釣採捕承認証書換交付申請書

交付を受けた承認証の記載事項に下記のとおり変更が生じたので、書換交付を申請いたします。

記

1 承認番号

2 変更内容

事 項	現在の承認内容	書換えようとする内容

3 書換しようとする理由

様式第 7 号

年 月 日

茨城海区漁業調整委員会会長 殿

住所 (法人にあつては、その主たる事務所の所在地)

氏名 (法人にあつては、その名称及び代表者の氏名) ㊤

ひき縄釣採捕承認証再交付申請書

交付を受けた承認証を亡失 (き損) したので、下記のとおり再交付を申請いたします。

記

1 承認番号

2 承認年月日

3 亡失 (き損) の理由

毎週月・木曜日発行 (緊急事項は号外発行)
(休日の場合は繰下発行)

発 行 茨 城 県

〒310-8555 茨城県水戸市笠原町 978 番 6

茨城県総務部総務課

電話番号 029 (301) 1111 (代)